○佐賀県公衆浴場法施行条例

昭和41年12月26日

佐賀県条例第43号

佐賀県公衆浴場法施行条例をここに公布する。

佐賀県公衆浴場法施行条例

公衆浴場法施行条例(昭和23年佐賀県条例第55号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　[この条例](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000514.html#l000000000)は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)第2条第3項の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準、法第3条第2項の規定による浴場業を営む者(以下「営業者」という。)が講じなければならない公衆浴場についての換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準等について、定めるものとする。

(平12条例3・一部改正)

(配置の基準)

第2条　公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、既設の公衆浴場の敷地からの距離が市の区域にあっては300メートル以上、その他の区域にあっては400メートル以上とする。ただし、土地の状況により知事が配置上支障がないと認める公衆浴場は、これによらないことができる。

2　[次の各号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000514.html#e000000058)に掲げる公衆浴場は、[前項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000514.html#e000000050)の公衆浴場には含まないものとする。

(1)　工場その他の事業場がその従業員の福利厚生施設として設置する公衆浴場で、知事が指定するもの

(2)　社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条にいう社会福祉事業の施設に設置する公衆浴場で、知事が指定するもの

(3)　入浴設備を個室のみに設けた公衆浴場

(4)　[前各号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000514.html#e000000058)に掲げる公衆浴場のほか、利用形態により知事が定めるもの

(平12条例35・一部改正)

(措置の基準)

第3条　営業者(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号の営業を営む営業者(以下「個室付浴場営業者」という。)を除く)が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、[次の各号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000514.html#e000000081)に掲げるとおりとする。

(1)　浴室

ア　男女別に設け、相互に見通すことができないようにすること。

イ　脱衣室とは、見通すことができるガラス戸又はこれに代わるもので仕切ること。

ウ　採光及び換気に有効な窓又はこれに代わる設備を設けること。

エ　照明は、床面において30ルックス以上の照度とすること。

オ　浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。)の清浄を保つため、浴槽水を十分に供給することにより常に浴槽水を浴槽からあふれさせること。ただし、入浴者ごとに浴槽水を完全に入れ替える場合は、この限りでない。

カ　浴室に供給される湯水が飲用に適しない場合は、その給湯栓又は給水栓の周囲の見やすい箇所に、飲用に適しない旨の表示をすること。

キ　浴槽には、見やすい位置に温度計を備えること。

ク　洗場の床は、排水が停滞せずに流出できるようにすること。

ケ　適当数の洗いおけ及び腰かけを備えること。

コ　適当数の給湯栓及び給水栓を設けて、湯及び水を十分に供給できるようにすること。

サ　放熱パイプを設ける場合は、蒸気、熱気等が直接身体に接触しないようにすること。

シ　蒸気箱又は熱気箱を設ける場合は、入浴者が内部から開閉できるようにすること。

ス　浴槽水の水質は、別に定める基準に適合すること。

(2)　脱衣室

ア　男女別に設け、相互に見通すことができないようにすること。

イ　採光及び換気に有効な窓又はこれに代わる設備を設けること。

ウ　照明は、床面において70ルックス以上の照度とすること。

エ　適当数の脱衣棚又は脱衣かごを備えて、衣類その他携帯品を衛生的に保管できるようにすること。

(3)　便所

ア　男女別に設けること。

イ　手洗い設備を備えること。

ウ　採光及び換気に有効な窓又はこれに代わる設備を設けること。

エ　照明は、床面において70ルックス以上の照度とすること。

(4)　その他

ア　手ぬぐい、くし、かみそり等は、使用ごとに衛生的処置をほどこしたもの以外は入浴者に貸与しないこと。

イ　脱衣かご、洗いおけ、腰かけ等は、清潔なものを備え、定期的に消毒を行うこと。

ウ　浴場は、常に清潔を保持し、衛生害虫及びねずみの発生を防止すること。

エ　浴場の内部は、外部から見通すことができないようにすること。

オ　浴場には、風紀を乱す文書、絵画、写真、置物、装飾、設備等を掲げ、置き、又は設けないこと。

カ　浴場では、従業員に風紀を乱すような服装及び行為をさせないこと。

キ　浴場内の利用しやすい場所に飲料水を供給する設備を設けること。

2　個室付浴場営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、[次の各号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000514.html#e000000186)に掲げるとおりとする。

(1)　[前項各号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000514.html#e000000081)([同項第1号ア](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000514.html#e000000085)及び[イ](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000514.html#e000000088)並びに[同項第2号ア](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000514.html#e000000129)を除く。)に規定する措置をすること。

(2)　個室の床面積は、5平方メートル以上とすること。

(3)　各個室への通路は、共用のものとすること。

(4)　個室内は、当該個室の出入口から見通しのきく構造配置とすること。

(5)　個室の出入口は、幅0.7メートル以上、高さ1.8メートル以上とすること。

(6)　個室の出入口にとびら等を設けるときは、とびらにはかぎを付けないこととし、当該とびら等の1.8メートル以下の適当な位置に0.3メートル平方以上の透明ガラス窓を設ける等の見通しのきく措置をし、かつ、その見通しを妨げるようなしゃへい物を設け、又はその見通しを妨げることができるような設備をしないこと。

(7)　個室内の照明の点滅装置は、当該個室の外に設け、かつ、1個の点滅装置で個室内全部の照明の点滅をすることができるものとすること。

(8)　個室内には、入浴に必要でないものを置かないこと。

(9)　営業時間は、日の出時から翌日の午前1時までの間において定めること。

(昭51条例29・昭59条例34・平10条例41・平15条例19・一部改正)

(水質検査)

第4条　浴槽水を循環させて使用する営業者は、その水質が[前条第1項第1号ス](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000514.html#e000000122)の基準に適合するものであることを確認するため、毎日完全に換水する場合にあっては年1回以上、それ以外の場合にあっては年2回以上検査を行わなければならない。

2　[前項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000514.html#e000000223)の検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、検査を行った日から起算して3年間保存しなければならない。

3　[第1項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000514.html#e000000223)の検査の結果、その水質が[同項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000514.html#e000000223)の基準に適合していないことを確認したときは、その旨を保健所長に届け出なければならない。

(平15条例19・全改)

(手数料)

第5条　法第2条第1項の規定による公衆浴場の営業の許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請手数料として2万2,000円を、当該営業の許可の申請の際県に納付しなければならない。

2　既納の手数料は、還付しない。

(平12条例3・追加)

附　則

[この条例](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000514.html#l000000000)は、公布の日から施行する。

附　則(昭和51年条例第29号)

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の際現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定により許可を受けて風俗営業等取締法(昭和23年法律第122号)第4条の4に規定する個室付浴場業を営んでいる者の当該公衆浴場に係る入浴者の衛生及び風紀に必要な措置については、この条例による改正後の佐賀県公衆浴場法施行条例第3条第2項の規定(同項第7号の規定を除く。)は、この条例の施行の日から起算して3月間、同項第7号の規定は、この条例の施行の日から起算して6月間は、適用しない。

附　則(昭和59年条例第34号)抄

(施行期日)

1　この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附　則(平成10年条例第41号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附　則(平成12年条例第3号)抄

(施行期日等)

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成12年条例第35号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成15年条例第19号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。